

コーポレートガバナンス・ガイドライン

2015 年 11 月 26 日制定

【Index】

第Ⅰ章	総則	1
第Ⅱ章	株主との関係	2
第Ⅲ章	意思決定、執行及び監視・監督体制及びその運営	4
第Ⅳ章	持続的な企業価値の向上のための対処	7
第Ⅴ章	情報開示及び株主等との対話	8
第Ⅵ章	その他	9

注. 1) 本ガイドライン文中に [] で示す箇所は、各方針・基準等の変更等に従い自動的に更新される。

第 I 章 総則

(本ガイドラインの目的)

第 1 条 本ガイドラインは、会社法等の法令及び定款の定めを基礎にして、日本郵船株式会社（以下、「当社」という。）のコーポレートガバナンスに係る原則を定めることを目的とする。

(コーポレートガバナンスの定義等)

第 2 条 本ガイドラインにおいて、コーポレートガバナンスとは、当社の意思を決定し、これを執行し、それらを監視、又は監督するための体制、組織、若しくは編制、又はそれらの運営をいう。

2. 当社は、前項の体制、組織、若しくは編制の構築、又はそれらの運営、並びに意思の決定、その執行及びそれらの監視、又は監督に当っては、株主をはじめとするステークホルダーとの関係を考慮し、相当な透明性、公正性、迅速性及び慎重性を保持する。
3. 当社は、本ガイドラインに定めるコーポレートガバナンスにより、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上を図ることを志向する。

(グループ企業理念)

第 3 条 当社は、グループ企業理念及びグループ企業行動憲章を定め、当社及び当社グループ会社は、それらの行動準則たる行動規準を定める。

『日本郵船グループ企業理念』

1. 基本理念

Bringing value to life.

2. 経営方針

(1) お客様とともに：

お客様から選ばれ信頼されるパートナーであり続けるために、現場第一に徹し、創意工夫に努め、新たな価値の創造を追求します。

(2) 株主・投資家のみなさまとともに：

公正かつ透明な経営を実践し、効率的な事業活動を通じて、企業価値の増大を目指します。

(3) 社会とともに：

良き企業市民として積極的に社会の課題に取り組み、環境の保全をはじめとして、より良い地球社会の実現に貢献します。

(4) グループ社員とともに：

グローバル企業として、社員の多様性と挑戦する気概を尊重し、人材育成に力を注ぎ、夢と誇りを持って働ける日本郵船グループを目指します。

2. 当社は、前項のグループ企業理念、グループ企業行動憲章を開示し、行動規準の遵守状況を

定期的に、又は必要に応じ検証する。

第Ⅱ章 株主との関係

(取締役らの責務)

第 4 条 取締役、監査役及び経営陣は、株主から経営を付託された者であることを認識し、株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、株主共同の利益のために、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に努める。

(資本政策及び政策保有株式)

第 5 条 当社は、資本政策が株主の利益に重要な影響を与えることを考慮し、以下を資本政策の基本方針とする。

《資本政策の基本方針》

当社は、株主資本利益率（ROE）を重要な経営指標の一つと捉え、中期経営計画に基づく利益計画を達成し持続的な形で ROE の向上を目指す。当社は、他方で、適切な負債資本倍率（DE レシオ）等の財務指標及び投資適格格付けの維持が安定的な事業運営と持続可能な成長のための基盤であると認識し、一定の財務基盤を確保する。当社は、これらの要請の適切な均衡を図りつつ、積極的に株主還元の上昇に努める。

2. 当社は、以下を政策保有株式の保有方針とする。

《政策保有株式の保有方針》

政策保有株式とは、当社が保有する他社株式のうち、関係会社株式以外で、取引・協業関係の構築、維持又は強化のための手段の一つとして保有することが妥当と判断する上場株式を言い、当社はこれを保有する場合がある。

当社が政策保有株式を保有する場合は、当該株式ごとに管理担当部門を定めた上で、当該株式の取得・保有の是非について、保有目的、意義及び採算性の観点から定期的に検討・判断する。

当社はこれまで政策保有株式の削減に取り組んできており、引き続き、その方針に沿い、毎年取締役会において、政策保有についてそれを保有する利害得失等を踏まえた中長期的な経済合理性を検証し、保有の目的及び合理性について説明する。

3. 当社は、以下を政策保有株式に係る議決権行使基準とする。

《政策保有株式に係る議決権行使基準》

政策保有株式に係る議決権の行使に当っては、投資先企業の価値の毀損につながるものではないこと、及び当社の企業価値向上への貢献の有無とその程度を確認のうえ、議案への賛否を決定する。

(株主総会)

第 6 条 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であると認識し、株主総会において説明義務の趣旨に従い、適切な質疑応答に努める。

2. 当社は、いわゆる集中日を避けて株主総会を開催する。
3. 取締役会は、株主総会における各議案に対する賛否の状況を分析し、株主の意思を適切に慮る。

(議決権の尊重)

第 7 条 当社は、株主総会においてすべての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。当社はそのために次の措置を講じる。

- ①議案に関し株主の適切な判断に資する情報の提供に努める。
- ②定時株主総会の招集通知を株主総会日の 3 週間前を目安に発送し、その発送前であっても可能になり次第、同通知を当社ウェブサイト等に開示する。
- ③議決権電子行使プラットフォームを含む議決権電子行使制度を利用し、招集通知の英訳を公表する。

(株主の権利及び平等性の確保)

第 8 条 当社は、前条に定める場合のほか、株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応するとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努める。

2. 当社は、いずれの株主も株式の内容及び数に応じて実質的に平等に取扱い、特定の株主に対し特別な利益、又は便宜を供与しない。
3. 当社は、当社の少数株主の権利が不正に害されないよう十分に配慮する。
4. 当社は、支配権の変動、又は大規模な希釈化が生じる増資等の資本政策を実施する場合、その必要性及び合理性について検討し、適正な手続きを履践するとともに、株主に十分に説明する。
5. 当社は、いわゆる買収防衛策を導入していないところ、当社株式が公開買付けに付された場合、取締役会はそれに対する見解を株主に説明し、株主が適切に判断するために必要な時間の確保及び十分な情報の収集に努める。

(株主の利益に反する取引の防止及び禁止)

第 9 条 当社は、取締役、監査役及び執行役員、並びに主要株主等がその立場を利用して、株主共同の利益に反する取引を行うことを防止するための手続きを定めて、その概要を開示する。

2. 取締役及び監査役は、会社法に定める取締役会の承認を得なければ、会社法第 356 条第 1 項各号に該当する利益相反取引行為及び競業取引行為を行わない。

第三章 意思決定、執行及び監視・監督体制及びその運営

(取締役会及び監査役会の体制)

- 第 10 条 当社は、取締役会設置会社及び監査役会設置会社を選択し、監査役及び監査役会が取締役の職務執行を監査する。
2. 取締役会議長は、取締役会の意思決定及び業務執行の監視及び監督を十全ならしめるべく、取締役会の議論の活性化を図り、取締役会の効果的かつ効率的な運営に努める。
 3. 当社は、取締役会の全体としての知識、経験及び能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、各取締役の役割、並びに取締役の選任に関する方針及び手続きを定めて、開示する。
 4. 当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に寄与すると考えられる複数名の独立社外取締役を選任するよう努める。
 5. 当社は、会社の業績等の適切な評価を取締役又は執行役員を選解任及び報酬等に反映させる。当社は取締役会においてこれらの事項を決議するに当たっては、独立社外取締役に事前に十分に情報を提供して説明し、その適切な関与及び助言を得る。
 6. 当社は、執行役員制度を導入し、執行役員は代表取締役又は業務執行取締役の監督のもとで授權された業務を執行する。また、代表取締役及び業務執行取締役等で構成する経営会議が、取締役会付議事項の原案等につき審議する。
 7. 監査役会の半数以上は独立社外監査役で構成し、独立社外監査役は監査に資する高い見識を持つ者から選任する。監査役のうち 1 名以上は財務及び会計に関する適切な知見を有している者から選任するよう努める。

(取締役会の責務)

- 第 11 条 取締役会は、効果的且つ効率的なコーポレートガバナンスの実現、並びに当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上について責任を負う。
2. 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に規定する重要な業務執行を決定し、取締役及び執行役員業務執行を監視、又は監督する。
 3. 取締役会は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであると認識し、業績目標が未達に終わった場合、その原因及び当社が取った対応の内容を十分に分析し、株主に説明するとともに、その分析結果を次期以降の計画に反映させる。
 4. 取締役会は、会社法に対応する内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、内部統制及びリスク管理体制を整備する。取締役会は、内部統制システムの運用状況を審議する組織として社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制委員会を通じてその運用状況を監督する。
 5. 取締役会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保すべく措置する。
 6. 取締役会は、外部会計監査人の求めに応じ、経営陣幹部との面談等の機会を確保すべく措置し、会計監査人が当社の業務執行に関し不正、不備又は問題の存すること等を指摘した場合の当社の対応体制を整備する。
 7. 取締役会は、社長及びこれに準ずる者の後継者計画の作成及び実行を適切に監督する。

(取締役会の運営)

- 第 12 条 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論及び意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。取締役会の運営方法等は取締役会規則に定めるほか、審議の

活性化を図るため、月例取締役会の予定開催日程及び予測可能な審議事項を事前に決定し、取締役会の会日の相当期間前に各取締役及び各監査役に、資料及び情報を提供する。取締役会は議案の審議のために必要な時間を確保する。

(取締役会評価)

第 13 条 取締役会は、毎年各取締役の自己評価などを参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析評価し、その結果の概要を開示する。

(取締役の情報入手等)

第 14 条 取締役は、その役割及び責務を果たすために、能動的に情報を入手し、必要があるときは業務執行取締役に追加の情報提供を求め、又は当社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。

2. 当社は、必要な情報を円滑に提供するために人員面を含む取締役の支援体制を整える。

(独立社外取締役)

第 15 条 当社は、会社法に定める社外取締役の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえて取締役会が別途定める社外役員の独立性判断基準を充足する者を、独立社外取締役として選任する。

2. 独立社外取締役は、当社に対し、自らの専門家としての幅広い知識と見識に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点に立脚して助言し、取締役会の重要な意思決定を通じて当社の業務執行、当社と取締役、又は支配株主等との間の利益相反を監視、又は監督し、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会の審議に反映させる。

3. 独立社外取締役は、取締役会における定期的な内部監査に係る報告、又は監査役との連携を通じて、内部監査の状況について情報提供を受ける。

4. 独立社外取締役は、当社のコーポレートガバナンス及び業務執行に関する事項について、必要に応じ、独立社外取締役及び独立社外監査役のみで構成する会合を開催する。

5. 独立社外取締役は、互選により筆頭独立社外取締役を決定する。筆頭独立社外取締役は会社法務部門又は監査役支援部門を通じて、経営幹部との連絡若しくは調整、又は監査役及び監査役会との連携に係る体制整備を図るとともに、前項に述べる会合の議長を務める。

6. 独立社外取締役は取締役会に 75%以上出席する。当社は独立社外取締役を含む取締役の兼任状況を開示する。

(監査役会)

第 16 条 監査役会は、常勤監査役の有する情報収集力及び社外監査役の有する独立性とを融合して監査の実効性を高める。

2. 監査役会は、高品質な監査を可能ならしめる監査時間の確保、外部会計監査人及び内部監査部門、並びに社外取締役との必要な情報の共有等、実効的な監査体制を確立する。

3. 監査役会は、外部会計監査人候補を適切に選定し評価するための基準を策定し、その独立性及び専門性を認定する。

(監査役)

第 17 条 監査役は、独立した客観的な立場で、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任、又は監査報酬に係る権限を行使し、その責務を果たす。

2. 常勤監査役は、監査の環境の整備及び情報収集を積極的に行い、他の監査役及び独立社外取締役との情報共有に努める。

(独立社外監査役)

第 18 条 当社は、会社法に定める社外監査役の要件に加え、金融商品取引法が定める独立性基準を踏まえて、取締役会が別途定める社外役員の独立性判断基準を充足する者を、独立社外監査役として選任する。

2. 独立社外監査役は取締役会及び監査役会に 75%以上出席する。当社は独立社外監査役を含む監査役の兼任状況を開示する。

(取締役及び執行役員の報酬等)

第 19 条 当社は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の報酬について、中長期的な業績及び株主価値と連動するインセンティブプランを設けて適切なリスクテイクを支える環境を整備し、当社の持続的な成長への動機付けを図る。

(内部通報)

第 20 条 当社及び当社グループ会社は、従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法若しくは不適切な行為、情報開示に関する情報、又は真摯な疑念を伝えることができるよう、伝えられた情報、又は疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る体制を整備する。

2. 取締役会は、前項の体制整備を実現し、その運用状況を監督する。
3. 当社は、当該体制整備の一つとして、経営陣から独立した内部通報窓口を設置し、情報提供者の秘匿及び不利益取扱いの禁止に関する規律を整備する。

第IV章 持続的な企業価値の向上のための対処

(中期経営計画)

第 21 条 当社は、グループ企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上を目指し、将来の企業成長に必要な経営基盤の整備計画及び事業戦略等を含む中期経営計画を策定し、これを開示する。

(経営人材の育成)

第 22 条 当社の社内外取締役・監査役及び執行役員に対するトレーニングにつき、以下を基本方針とする。

当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役を含む取締役及び監査役が就任する際、同人が会社の事業、財務及び組織等に関する必要な知識を修得し、取締役又は監査役に求められる役割及び法的責任を含む責務を十分に理解する機会を設ける。

当社は必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を設ける。

取締役会は、トレーニング実施状況及び前述の方針を定期的に検証する。

(人材の多様性)

第 23 条 当社は、社内に多様な視点及び価値観を有する人材がいることは、当社の持続的な成長に有益であると認識し、そのための専任部署を設置して女性の活躍推進を含むダイバーシティの拡充を図る。

(持続的成長)

第 24 条 当社は、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の創出は、株主をはじめ、従業員、顧客、取引先、債権者及び地域社会などのステークホルダーによる貢献の結果であると認識し、これらの者との良好な関係の維持に努める。取締役会、並びに取締役及び執行役員は、当社においてステークホルダーの権利及び社会における立場、並びに健全な事業活動倫理を尊重する企業文化及び風土を醸成すべく努める。

2. 当社は、社会問題及び環境問題等が当社の持続的成長に深く関わること及びそれへの対応が重要なリスク管理の一部であると認識し、それらの問題に係る課題に対処するための体制を整備し、それらに関する情報を積極的に開示する。

第V章 情報開示及び株主等との対話

(情報開示と透明性)

第 25 条 当社は、情報開示については、株主をはじめとするステークホルダーにとって付加価値の高い情報を、迅速、正確かつ公正に伝達する。

2. 当社は、海外投資家の利便を考慮し、合理的な範囲において英語で情報を開示する。
3. 取締役会は、経営戦略や経営計画の策定に際しては、収益性及び資本効率に関する目標を設定し開示する。

(株主等との対話)

第 26 条 当社は、当グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するため、以下の「株主等との建設的な対話を促進するための方針」を定める。

《株主等との建設的な対話を促進するための方針》

(株主等との対話者)

社長及びチーフファイナンシャルオフィサー (CFO) は、株主等との対話全般について統轄し、建設的な対話の実現に努める。また、IR 部門を設置し、担当の執行役員を配置する。株主等との対話は、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲で、上記の者、又は上記の者から指名された者が行う。

(対話を補助する社内体制)

株主等との建設的な対話に資するよう、社内の IR、企画、財務、経理、法務、営業等の各部門が定期的に協議するなど、有機的に連携する体制の構築に努める。

(対話の手段の充実に係る取り組み)

株主総会や個別面談のほか、株主等の中長期的な視点による関心事項等も踏まえ、説明会等の多様な活動を通じて建設的な対話の充実に努める。

【主な活動内容】

- ① 機関投資家を対象とする決算説明会
- ② 機関投資家を対象とする社長スモールミーティング
- ③ IR 部門による国内外機関投資家との面談
- ④ 個人投資家向け説明会
- ⑤ 決算説明会動画配信、統合レポート、決算短信等のウェブサイトでの情報公開

(社内へのフィードバック)

CFO 及び IR 部門を担当する執行役員は、対話により把握した株主等の意見、関心事や懸念等を取締役会等において経営陣に対し定期的かつ適時に報告する。また、IR 部門より適宜社内にフィードバックし、情報共有する。

(インサイダー情報の管理)

株主等との対話におけるインサイダー情報の管理については、役員及び従業員等による重要事実の管理に関する規則を定め、情報管理の徹底に努める。

第VI章 その他

(改正)

第 27 条 本ガイドラインの変更は、取締役会の決議による。

2015 年11月26日制定

2018 年 4 月 1 日改正

2020 年 4 月 1 日改正

2020 年 6 月29日改正

以 上